

福岡県は宿泊税を導入します

～令和2年4月1日(予定)～

1 福岡県宿泊税の概要

(1) 納税義務者等

宿泊税は県内で次の事業を行う施設の宿泊者に課すものです。

- ・ 旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業）
- ・ 国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）
- ・ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）

(2) 税率（令和元年7月時点）

宿泊者一人一泊につき、200円。

	税率
福岡市域以外 県単独で課税	200円

〈福岡市内の特例〉

福岡市内は特例により下記の税率です。

宿泊事業者の皆様の負担軽減を図るため、福岡市に
県税分も併せて申告納入していただきます。

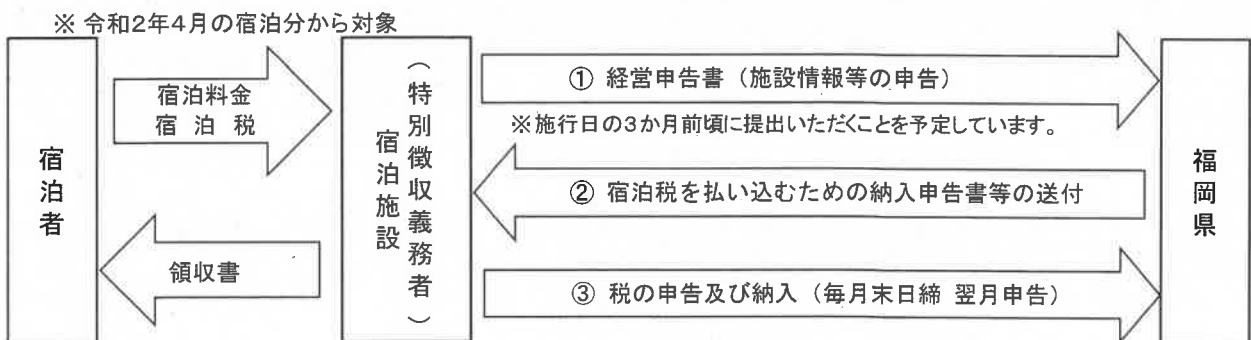
宿泊料金	福岡市内 税率	参考(内訳)	
		県税率	市税率
2万円未満	200円	50円	150円
2万円以上	500円	50円	450円

○北九州市においても宿泊税導入の検討がされています。

(3) 徴収方法及び特別徴収義務者等

宿泊税は特別徴収の方法によって徴収するものとし、特別徴収義務者は、旅館業、認定事業（特区民泊）又は住宅宿泊事業の経営者（宿泊事業者）の皆様です。

【参考】申告納入フロー図



○福岡市内は、福岡市が県税分も併せて徴収します。

2 税収の使途について

税収は本県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てることとし、以下の使途を想定しています。

○広域的な観点からの観光振興施策、観光地づくりの核となる組織体制の強化を県が主体的に行うとともに、市町村への財政的支援（独自に宿泊税を課税する市町村を除く）を行う。

【ただし、福岡市内では次のとおり】

○県は、県全体の底上げに資する広域観光推進のため、市内宿泊者の便益にも資する広域観光に係るテーマやルート形成、広域観光プロモーション、観光振興体制の整備に関する事業を実施。

○市は、九州のゲートウェイ都市機能強化やビジネス・MICEの推進のため、観光資源の魅力向上及び受入環境整備を含む市域における観光振興事業を実施。

3 宿泊税に関するQ & A

(1) 免税点は設けないのか。

宿泊料金が違う場合でも、行政サービスの受益の程度は同等であり、公平性の確保のため確保免税点は設けていません。

(2) 子どもにも宿泊税は課税されるのか。

子どもでも、宿泊料金が発生する場合は、宿泊税が課税されます。

(3) 修学旅行生やスポーツ大会、各種合宿等に参加する学生への課税免除はないのか。

修学旅行等の場合であっても、行政サービスの受益の程度は同等であり、公平性の確保のため課税免除は設けていません。

(4) 旅行者は宿泊税の特別徴収義務者となっていないが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題ないか。

旅行者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。

宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行者の方とホテル、旅館等との間で取り決めていただくこととなります。

※ 旅行者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記してください。

(5) 既に契約等が済んでいる令和2年4月1日以降の宿泊行為に対しても、課税されるのか。

令和2年4月1日に宿泊税条例が施行された場合、4月1日以降の宿泊行為が課税対象となります。そのため、既に契約、もしくは決済が済んでいる宿泊旅行等につきましては、宿泊者の方々の御理解をいただけるよう、旅行事業者の方から御説明いただくなど、御協力のほど、よろしく願いいたします。

(6) 福岡市以外の市町村が独自に課税する予定はあるのか。

現在、北九州市においても、宿泊税を導入する動きがありますが、段階税率は検討されておらず、県税市税併せて200円となる見込みです。

4 今後のスケジュール

令和元年秋頃～ 宿泊事業者、宿泊者への周知・広報を随時実施

令和2年4月1日（予定） 福岡県宿泊税条例の施行、課税の開始

お問い合わせ先

【福岡県】○税の仕組みに関すること
総務部 税務課 間税係
電話 092-643-3065

○税の使途に関すること
観光局 観光政策課 企画管理係
電話 092-643-3419

【福岡市】○税の仕組みに関すること
財政局 税務部 課税企画課
電話 092-711-4541

○税の使途に関すること
経済観光文化局 観光産業課
電話 092-711-4353